

がれき類の破碎におけるアスベスト（石綿）混入防止対策に係る 立入検査結果について

平成23年1月21日
千葉県環境生活部廃棄物指導課
TEL 043-223-2650

千葉県では、がれき類の破碎施設を設置している事業所に対し、平成22年8月27日付で再生砕石等へのアスベスト（石綿）の混入防止について徹底するよう通知を行い、9月から12月にかけて立入検査を行いました。その結果がまとまりましたので、お知らせします。

1 対象事業所

がれき類の破碎施設を設置している105事業所（参考1）。

2 立入検査内容

がれき類の受入時の管理体制、保管状況等を調査し、スレート材、外壁材等が混入していた15事業所から試料を採取し、アスベスト（石綿）含有状況について分析を行いました。

3 立入検査結果及び指導内容

採取した試料からアスベスト（石綿）が検出されたのは4事業所であり、これらの事業所についてがれき類の破碎停止、混入防止策の作成及び実施、排出元及び処理後物の搬出先の特定を指導しました。

なお、採取した試料は、いずれも非飛散性の石綿含有産業廃棄物（参考2）でした。

また、4事業所については再度の立入検査を行いました。その際に採取した試料からもアスベスト（石綿）が検出された2事業所については、環境大気中のアスベスト（石綿）濃度を測定させ、いずれも大気汚染防止法に定める敷地境界基準（参考3）を下回っていることを確認しました。

4 今後の対応

立入検査の結果、健康への影響はないものと考えておりますが、今後もアスベスト（石綿）混入防止を図るため、解体業者、中間処理業者等を対象とした研修会を行うとともに、定期的な立入検査において実施状況を確認する等、引き続き混入防止の対策に努めてまいります。

参考

1 対象事業所

法令の許可を得たがれき類の破碎施設を設置している 105 事業所。

- (1) 他社の廃棄物の委託を受けて処理している中間処理業者 82 事業所。
- (2) 自社の廃棄物のみを処理している 23 事業所。

2 廃棄物処理法におけるアスベスト（石綿）の区分

廃棄物処理法では，非飛散性の「石綿含有産業廃棄物」と飛散性の「廃石綿等」に区分されている。

(1) 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築，改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって，アスベスト（石綿）をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するもの。

例えばスレート材，外壁材などで過去に使われており，飛散性はない。

(2) 廃石綿等

建築物から除去された吹付けアスベスト（石綿）やアスベスト（石綿）を含む保温材等で，飛散性がある。

3 大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準

大気中のアスベスト（石綿）の繊維数が 1 リットルにつき 10 本を許容限度とする。

なお，今回の敷地境界における測定結果は，最大で 1 リットルにつき 0.9 本であった。



廃第1182号
平成22年8月27日

各中間処理業者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長



再生砕石等へのアスベスト（石綿）の混入防止の徹底について（通知）
産業廃棄物の適正処理につきましては、日ごろから御協力いただき感謝いたします。
さて、先日、道路や駐車場等で使用された再生砕石にアスベストが混入している
ものがあるとの新聞報道がありました。

これを受け、当県でも改めて石綿含有産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る
べく、関係者に対して適正処理の徹底をお願いすることとしました。

つきましては、がれき類の破碎施設を設置している各中間処理業者におかれまして
は、日ごろから十分な注意を払われていることとは思いますが、改めて解体現場等
から「がれき類」が搬入される際には、石綿を含有するスレート材などの異物が混入
していないか十分な確認を行うとともに、万一、アスベストの混入が確認された場合
には受入れを拒否される等、混入防止を徹底するようよろしく願いいたします。

なお、確認方法等については、以下のサイトを参照の上、貴社の管理体制等につ
いて改めてご確認ください。

参照サイト

- 石綿（アスベスト）廃棄物の適正処理について（千葉県）
<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/planning/asbestos/>
- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成19年3月 環境省）
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>
- 目で見るアスベスト建材（第2版）（平成20年3月 国交省）
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

担当

廃棄物指導課産業廃棄物指導室
電話 043-223-2655
sanhail@mz.pref.chiba.lg.jp



廃第1182号
平成22年8月27日

各破碎施設設置事業者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長



再生砕石等へのアスベスト（石綿）の混入防止の徹底について（通知）
産業廃棄物の適正処理につきましては、日ごろから御協力いただき感謝いたします。
さて、先日、道路や駐車場等で使用された再生砕石にアスベストが混入している
ものがあるとの新聞報道がありました。

これを受け、当県でも改めて石綿含有産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る
べく、関係者に対して適正処理の徹底をお願いすることとしました。

つきましては、がれき類の破碎施設を設置している各事業者におかれましては、
日ごろから十分な注意を払われていることとは思いますが、改めて解体現場等から
「がれき類」が搬入される際には、石綿を含有するスレート材などの異物が混入して
いないか十分な確認を行うとともに、万一、アスベストの混入が確認された場合には
適正処理し、混入防止を徹底するようよろしくお願いいたします。

なお、確認方法等については、以下のサイトを参照の上、貴社の管理体制等につ
いてあらためてご確認ください。

参照サイト

○石綿（アスベスト）廃棄物の適正処理について（千葉県）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/planning/asbestos/>

○石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成19年3月 環境省）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>

○目で見えるアスベスト建材（第2版）（平成20年3月 国交省）

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

担当

廃棄物指導課産業廃棄物指導室

電話 043-223-2655

sanhail@mz.pref.chiba.lg.jp